



2024年9月13日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 下岡 寛
問合せ先 代表取締役社長 下岡 寛
(TEL. 03-6458-6913)

株主による「前代表取締役に対する訴え提起請求書」の受領のお知らせ

当社は、当社株主から、会社法847条1項に基づき、代表取締役であった福村康廣氏（以下「福村氏」といいます。）に対する役員責任追及の訴えの提起の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（添付の令和6年9月12日付け「前代表取締役に対する訴え提起請求書」と題する書面。以下「本書面」といいます。）を、本日、受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

1. 本請求をした株主

本書面によれば、当社の株式を6か月以上前から引き続き所有する株主とのことです。

2. 本請求の内容

被告となるべき者（会社法施行規則217条1号）を「前代表取締役社長であった福村康廣」とし、請求の趣旨（同条2号）を「被告は、原告に対し、金13億6800万円及びこれに対する令和6年8月23日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。」とする役員責任の追及の訴えの提起を、当社に対して求めるものであります。

請求を特定するのに必要な事実（同条2号）は、2024年8月23日付け適時開示「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」に記載の事実のとおりであるとのことであります。

3. 本請求についての当社の対応方針

当社は、2024年9月11日付け適時開示「ガバナンス委員会設置のお知らせ」によりお知らせいたしましたとおり、ガバナンス委員会を設置し、同委員会に対し、福村氏の問題行為について事実調査やその結果を踏まえた福村氏に対する責任追及に関する提言を諮問しております。そこで、当社は、株主に株主代表訴訟の提起権が発生する法定要件（提訴請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないとき。会社法847条3項）も念頭に置きつつも、ガバナンス委員会の答申を最大限尊重して適切に対応してまいります。

当委員会の答申があり次第、当社はその内容を適時開示いたします。

以上

12-18

〒 1 0 4 - 0 0 6 1

東京都中央区銀座八丁目9番13号

株式会社エルアイイーエイチ 御中

取締役・監査等委員 福島 寧夫 殿

取締役・監査等委員 岩田 篤 殿

取締役・監査等委員 浪川 裕良 殿

代表取締役 下岡 寛 殿

令和6年9月12日

〒

[Redacted address]

株式会社エルアイイーエイチ株主

[Redacted name]

前代表取締役に対する訴え提起請求書

拝啓 時下益々ご清祥の程お慶び申し上げます。

、私は、株式会社エルアイイーエイチ（以下「貴社」といいます。）の株式を6か月以上前から引き続き所有する株主として、下記のとおり請求します。

記

1 請求の趣旨

前代表取締役社長であった福村康廣は、株式会社エルアイイーエイチに対し、金13億6800万円及びこれに対する令和6年8月23日から支払い済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 請求を特定するのに必要な事実

令和6年8月23日付け貴社「代表取締役の異動（解職）及び社長交代に関するお知らせ」記載の事実のとおりです。

即ち、貴社は、前連結会計年度において、15億2500万円の重要な営業損失を計上しており、前々年度も営業損失2100万円を計上していることから、当四半期末時点で2期を超えて連続で営業損失を計上しており、結果として、当四半期末現在においても、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況にあります。このような状況において、代表取締役社長であった福村康廣氏（以下「福村氏」といいます）の役員報酬は、2024年4月からは月額4000

万円に改定され、また同年7月からは月額1億円への改定が要求されるなど、あまりにも経営状況を見越した不適切な増額要求がなされておりました。そこで、貴社は、2024年8月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額は、取締役会で決定する旨を決議すると共に、福村氏への報酬額を当期の期初（4月）から遡って前年度と同額の2300万円とする旨を決議しました。そのような中、福村氏は2024年8月22日、取締役会の承認を経ずに、12億円を貴社名義の銀行口座から出金し、うち2億円を福村氏の個人名義の口座に送金したことが確認されました。また、福村氏は、2023年4月から2024年6月まで頻繁に各地方都市に出張しており、これらの出張経費を貴社に申請して支払を受けておりました。監査等委員会が依頼した公認会計士の調査によれば、福村氏の申請に基づき、当該経費として手渡した現金については、2024年3月期では53回（合計1億8900万円）、2025年3月期（2024年6月までの時点）では11回（合計2500万円）確認されました。貴社の決裁基準では、1件あたり300万円を超える経

費支出については、取締役会の承認が必要であるところ、上記のうち、1件あたり300万円を超えたにもかかわらず取締役会の承認がないものは、2024年3月期では34回（合計1億5900万円）、2025年3月期（2024年6月までの時点）では2回（合計900万円）確認されました。貴社では、2024年3月期において主要経費（交際接待費、旅費交通費、会議会合費）を1億6300万円計上していますが、うち交際接待費は1億3900万円であり、その大半を福村氏が費消しており、その事業関連性については会計監査人から疑義を呈されたものもあります。これらの経費支出は、貴社の経営状況を全く無視した不適切なものであり、また社内手続違反も認められます。さらに、福村氏の他の取締役に対する度重なる罵倒、暴言などパワーハラスメントととられる言動は、貴社の円滑な業務執行の妨げとなっていました。

これら行為は、会社法及び関係各法規に違反しますから、福村氏は、貴社に対し、会社法423条1項による損害賠償責任を負っています。

よって、貴社の株主である私は、会社法

847条1項に基づき、貴社が福村康廣氏
に対し、上記損害金及びこれに対する遅延
損害金について、その責任を追及する訴え
を提起されたく請求します。

以上

3 前代表取締役の責任を追及しないことは
、場合によってはそれ自体が貴殿ら役員
の善管注意義務違反として会社法423条1
項の責任及び会社法429条1項の責任を
生じさせます。また、福村氏が流出させ
た多額の資金をこのまま放っておけば、
流出した資金の回復が困難となり、会社
の利益が害され、ひいては、全株主の利
益や取引先を含む第三者の利益も害さ
れることとなります。事態は急を要する
ため、遅滞なく会社の損失を回復されま
すよう、速やかな対応をお願い致します。

敬具

2012年6月9日 12時 [Redacted]
〒[Redacted] [Redacted]
E [Redacted]

[Redacted]
6.9.12
12-18

郵便認証司
6.9.12